通常用　令和５年４月版

令和５年３月１日から開始

東大和市出産・子育て応援事業のご案内

東大和市では、全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てできるよう、保健センターの看護職等が面談を通じて身近で相談に応じる**伴走型相談支援**と経済的支援として**出産・子育て応援ギフト**（ギフトクーポン）を支給します。

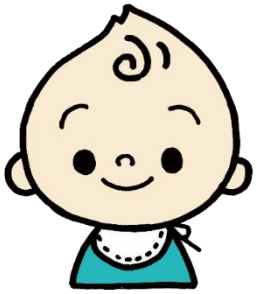

伴走型相談支援

妊婦の方や０歳から２歳の低年齢期の子育て世帯に寄り添い、出産・育児の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて、必要なサービスのご案内や支援をします。

出産・子育て応援ギフト（経済的支援）

妊娠届出時や新生児訪問時に面談やアンケートに回答いただき、申請書を提出された方に対して、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用負担軽減として支給します。

支給対象者

（1）**出産応援ギフト**
妊娠の届出をして面談を受けた妊婦の方（産科医療機関等を受診し、妊娠の事実を確認した方）※1

（2）**子育て応援ギフト**
新生児訪問時に面談を受けた児童を養育する方※２

※１　妊娠届出の際の面談後等に流産又は死産をした方も対象となり、この場合は現金給付も可能となります。
※２　出生届出後、子が死亡した方も支給対象となり、この場合は現金給付も可能となります。

支給するギフト

（1）**出産応援ギフト**
妊娠１回につき５万円分のギフトクーポン

（2）**子育て応援ギフト**
対象児童1人につき５万円分のギフトクーポン
なお、令和５年４月１日以降に出生の児には東京都出産・子育て応援事業での５万円分のギフトクーポンが追加となります。（計１０万円）

出産・子育て応援事業の流れ

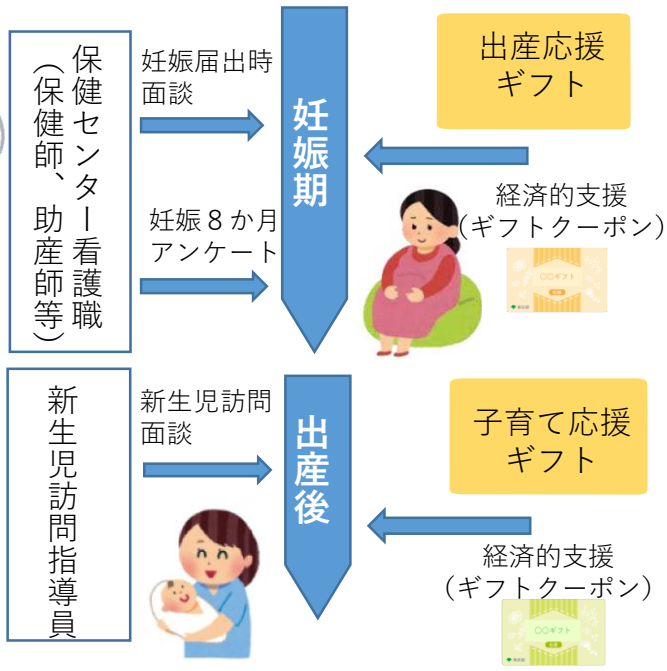

応援ギフト申請方法

（1）出産応援ギフト
妊娠届出時にアンケートに回答し、面談を受け、申請書を市に提出します。

（2）子育て応援ギフト
新生児訪問時に訪問指導員の面談を受け、申請書を市に提出します。

なお、事業開始日以前（令和５年２月２８日以前）に妊娠届出を提出した方で、事業開始日以降に出産した方については、新生児訪問時に子育て応援ギフトの申請と併せて、遡って出産応援ギフトの申請を行うことができます。

よくあるQ&Aを裏面に記載しています。
遡及者用のお知らせも裏面に記載があります。

【問い合わせ先】
東大和市健康推進課保健係　　電話042（565）5211
（東大和市立保健センター）

市ホームページ　⇒

Q&A　～よくある質問～

Q1 出産応援ギフト・子育て応援ギフトはいつまでに申請するの？	≫	**A1** 「出産応援ギフト」は保健センターでの妊娠届出時に行う面談時にその場で申請を行えます。なお、必要書類はその場でお渡しします。 「子育て応援ギフト」は新生児訪問面談時に訪問指導員の方に申請書等を渡してください。なお、必要書類は訪問指導員がお持ちします。
Q2 里帰り出産をします。子育て応援ギフトはどちらから支給されますか？	≫	**A2** 里帰り出産をした方は、里帰り先ではなく、住民票のある東大和市で子育て応援ギフトを支給します。
Q3 妊娠届出後の面談の後に市外に引っ越しを行う予定です。出産応援ギフトはどこからもらえますか？	≫	**A3** 面談を行った東大和市、もしくは転出先の市町村で支給します。ただし転出先の市町村で支給希望の場合は転出先で再度面談を受ける必要があります。
Q4 海外から帰国した妊婦は対象になりますか？	≫	**A4** 出産前に日本に帰国した場合は、住民票のある市町村に妊娠届出を提出し、面談を受けることができます。
Q5 DV被害などを理由に東大和市に避難している場合はどうすればいいですか？	≫	**A5** DV被害等のやむを得ない理由がある場合は住民票と異なる東大和市にお住まいでも申し出により面談を実施した上で支給します。
Q6 ギフトクーポンとはどのようなものですか？	≫	**A6** ギフトカードです。専用のＷＥＢサイトからご希望の育児用品・子育て支援サービス等を選択し、申込みをしていただくものです。

令和４年４月１日から令和５年２月２８日までに妊娠届出を提出した方、もしくは出産した方も遡って出産・子育てギフトの支給対象となります。申請方法等の詳細については遡及用の案内か市のHPをご覧ください。